# 東東税務署からのお知らせ

【問合せ先】 〒136-8505 江東区亀戸2-17-8 ℡ 03(3685)6311(代表) ※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

# 自宅から e-Tax が便利

確定申告は

マホからがおすすめです



【国税庁ホームページ】

成

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期間	会 場	所 在 地	受 付 時 間	対 象 者(注1)
令和6年1月31日(水) ~ 2月2日(金)	総合区民センター 2階レクホール	江東区大島 4-5-1	午前 9 時30分から	・年金受給者
令和6年2月7日(水) ~ 2月8日(木)	砂町文化センター 3階第2研修室	江東区北砂 5-1-7	午後3時00分まで 【 <u>事前申込が必要です</u> 】	・給与所得者 ・小規模納税者 (注2)

- 住宅借入金等特別控除を新規で受けられる方、配当所得のある方及び土地・建物・株式などの譲渡所得がある方など相談内容が複雑な方並びに贈与税・相続税に関する相談のある方は対象とはなりません。 小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を取りません。 小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を取りません。
- または青色専従者給与及び青色申告特別控除前)が300万円以下の方を指します。

## 【申込方法】

令和5年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンライン又は電話による事前申込が必要

です。なお、電話が大変混み合う可能性がありますので、オンラインによる事前申込の利用をご検討ください。

事前申込方法	事前申込開始日・受付時間	事前申込先
<u>オンライン</u> による 事前申込	令和6年1月10日(水)	│ │ 右記「事前申込サイト」参照 │
<u>電話</u> による 事前申込	令和6年1月10日(水) (平日午前9時から午後4時)	【事前申込専用番号】 03-6745-6345 (注)



(注) 「事前申込専用番号」以外(税務署及び地方公共団体)での電話申込は受け付けておりません。

https://coubic.com/koto-ezei/booking\_pages#page Content

### 【その他】

- スマートフォンを利用しての申告書作成を推奨しております。
- 申告書等の提出のみの場合は、江東東税務署に直接お持ちいただくか、東京国税局業務センター江東東分室宛て (裏面参照) に郵送でご提出ください。
- ご来場の際は、裏面の「お持ちいただくもの」をご持参ください。

(裏面もご覧ください。)

# 申告書作成会場の開設について

~原則、スマートフォンで申告書を作成していただきます~

開設期間	会場	所 在 地	時間
令和6年2月16日(金) ~ 令和6年3月15日(金) ※ 土、日及び祝日を除きます。 ただし、2月25日の日曜日は開場します。	東京国税局 1階 ※ <u>江東東税務署では申告</u> 書の作成相談は行ってお りません。	中央区 築地5-3-1	【受付】 午前 8 時 30 分から午後 4 時まで ※ 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く 締め切る場合があります。 【相談】 午前 9 時 15 分から

## お持ちいただくもの

- ① 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
- ② マイナンバーカード(※)
  - ※ マイナンバーカード発行時に設定した、次のパスワードも必要です。
    - 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
    - · 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
  - ※ マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類をお持ちください。
    - 運転免許証等の身元確認書類
    - 通知カード等のマイナンバーが分かる書類
- ③ e-Tax の利用者識別番号(数字 16 桁)をお持ちの方は、利用 者識別番号と暗証番号の分かる書類

# 

内

案

図

### 入 場 整 理 券

- 令和5年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付 します。
- 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。
- 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の 来場をお勧めします。
- 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINE による事前発行で入手する ことが可能です。是非、LINE による事前発行をご利用ください。

# オンラインで事前発行

友だち追加は こちらから!





LINE アプリで国税庁の公式 LINE アカウントを友だち追加してください。

# 事前に準備いただきたいこと

マイナンバーカードを利用した、<u>マイナポータル連携</u>には以下のようなメリットがありますので、<u>マイナポータル連携の事前準備をお願いします。</u>

- 確定申告書に添付する書類の管理・保管が不要
- 申告書への自動入力が可能(控除証明書等の集計 や1件ずつ入力する手間が不要)

マイナポータル連携の概要は

こちらから!



マイナポータル連携の事前準備は こちらから!



# 提出のみの場合は、税務署の窓口または郵送で!!

郵送での提出先は 東京国税局業務センター江東東分室 です。

<宛先>

〒136-8506 東京都汀東区亀戸2-17-8

東京国税局業務センター江東東分室

### ~事業所得者・不動産所得者のみなさまへ~

消費税 インボイス制度について

適格請求書(インボイス)発行事業者は、<u>令和6年4月1日(月)までに</u>消費税の確定申告を行う必要があります。

消費税の確定申告を行う必要があります。 なお、免税事業者がインポイスの登録を受けた場合は、負担軽減措置等が

確定申告手続は、確定申告書等作成コーナー・e-Taxをご利用ください!!

e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度に 関する情報ガイド (税額の計算方法)

